

季節労働者の方は
無料です！

技能講習

申込受付中！

開催日程(令和6年)

種目	実施日	5月	6月
小型移動式クレーン運転技能講習			12日(水)～14日(金)
玉掛技能講習			3日(月)・4日(火)・6日(木) 17日(月)～19日(水)
車両系建設機械(整地等)運転技能講習	23日(木)～24日(金) 14Hコース		7日(金)～8日(土) 14Hコース 20(木)～21日(金) 14Hコース
フォークリフト運転技能講習	13日(月)～14日(火) 11Hコース		
高所作業車運転技能講習	16日(木)～17日(金)		
テールゲートリフター特別教育			14日(金) 26日(水)
小型車両系建設機械(整地等)の運転業務に係る特別教育(機体重量3ト未満)			28日(金)～29日(土)
刈払い機取扱作業安全衛生教育	25日(土)		15日(土) 22日(土)

開催場所・・・(株)技術能力開発センター北見教習所(北見市小泉416番地18)

受講の流れ ①協議会に申込書を取りに来て、説明を受ける。

②必要書類を協議会に提出する。

※必要書類 ～ 申込書2種類、雇用保険被保険者証か離職票の写し、
顔写真(縦3.5cm×横2.5cm)、必要に応じて免許証・修了証の写し

③協議会から送付される「技能講習受講承認通知書」を受け取る。

④受講日に会場に行き、講習を受ける。

- 受講料(テキスト代含む)は協議会が全額助成します。対象は季節労働者の方のみです。
- 定員がありますので、お早めに申込下さい。
- 講習を受けた方は1～2月頃に開催予定の通年雇用促進支援セミナーに参加頂きます。

申込方法等、詳しくは下記に問合せ下さい。



美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会

Tel:0152-77-6188 Fax:0152-72-4869 Mail:bitu-tunenkyo@polka.ocn.ne.jp

〒092-8650 美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場経済部商工観光課内

受講資格別の時間割・受講料は裏面を参照して下さい。

技能講習受講資格別時間割及び受講料

科 目	受講時間	講習期間	受 講 資 格	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
玉掛け	A 15H	3日間	①クレーン、移動式クレーン等の免許の取得者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了者。 ③床上操作式クレーン運転技能講習修了者。	27,720	1,705	29,425
	B 15H	3日間	①つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛の特別教育修了後、玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験者。 ②制限荷重1トン未満のクレーン等の玉掛の特別教育修了後、玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験者。	27,720	1,705	29,425
	16H	3日間	①つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。 ②制限荷重1トン以上のクレーン等の玉掛の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。 ③制限荷重1トン未満の揚貨装置の玉掛作業の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。	29,810	1,705	31,515
	19H	3日間	①未経験者。	35,970	1,705	37,675
小型移動式クレーン	16H	3日間	①クレーン運転士免許を有する者。 ②デリック運転士免許を有する者。 ③揚貨装置運転士免許を有する者。 ④床上操作式クレーン運転技能講習の修了者。 ⑤玉掛技能講習の修了者。	44,055	1,705	45,760
	17H	3日間	①建設機械施工技術検定の内、1級若しくは2級の技術検定に合格した者で第2種若しくは第6種に合格した者。 ②車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習の修了者。	45,485	1,705	47,190
	20H	3日間	未経験者。	49,885	1,705	51,590
車両系建設機械(整地等)	14H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型・中型・普通自動車免許を有し、小型車両系(整地等)等の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上の者。 ③不整地運搬車運転技能講習の修了者。	41,340	1,430	42,770
	38H	5日間	運転免許がなく、小型車両系(整地等)の経験が全くない者。	95,020	1,430	96,450
車両系建設機械(解体用)	5H	1日間	①車両系建設機械(整地等)運転技能講習の修了者。	20,440	1,430	21,870
高所作業車	12H	2日間	①移動式クレーン運転士免許を有する者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習の修了者。	42,050	1,470	43,520
	14H	2日間	①建設機械施工技術検定に合格した者。 ②大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許を有する者。 ③フォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地等・解体用)、不整地運搬車の内、いずれかの運転技能講習の修了者。	43,040	1,470	44,510
フォークリフト	11H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型特殊自動車(限定付)免許を有し、フォークリフト運転の特別教育を受け、フォークリフトの運転経験が3ヶ月以上ある者。	20,940	1,370	22,310
	31H	4日間	①大型自動車・中型自動車・普通自動車運転免許のどれかを有する者。 ②大型特殊自動車(限定付)運転免許を有する者。	50,090	1,370	51,460
不整地運搬車	11H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型・中型・普通自動車免許のいずれかを持ち、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用・解体用)もしくは不整地運搬車の運転の特別教育を修了後、3ヶ月以上経験のある者。(免許証及び事業主の証明が必要) ③車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用・解体用)運転技能講習を修了した者。	35,890	1,793	37,683
はい作業主任者	12H	2日間	①はい付け又は、はい崩しの作業に3年以上従事した経験を有する者。	16,115	1,595	17,710

特別教育及び安全衛生教育受講資格別時間割及び受講料

科 目	受講時間	講習期間	受 講 資 格	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
小型車両系建設機械(整地等)	13H	2日間	未経験者	21,900	受講料に含む	21,900
刈払機取扱者安全衛生教育	6H	1日間	未経験者	11,850	受講料に含む	11,850